資　料　３

三朝町温泉を活用した健康まちづくり事業ワーキンググループ設置要綱

（設置）

第１条　温泉を活用した健康まちづくり事業における基本構想の原案の作成について効果的に協議及び検討するため、三朝町温泉を活用した健康まちづくり事業ワーキンググループ（以下「温泉健康ＷＧ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　温泉健康ＷＧは、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、町長に報告する。

（１）　温泉を活用した健康まちづくり事業における基本構想の原案に関する事項

（２）　その他、温泉を活用した健康まちづくり事業に関して必要と認める事項

（組織）

第３条　温泉健康ＷＧは、委員 18 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

（１）　観光分野に携わる者

（２）　医療福祉分野に携わる者

（３）　公募による者

（４）　地域振興監

（５）　その他町長が必要と認める町職員

３　委員の任期は、任命の日から令和５年３月 31 日までとする。

（座長）

第４条　温泉健康ＷＧに座長を置き、地域振興監をもってあてる。

（温泉健康ＷＧ会議）

第５条　温泉健康ＷＧの会議は、座長が招集し、主宰する。

２　温泉健康ＷＧの会議は、その都度必要と認めた委員で開催する。

（庶務）

第６条　温泉健康ＷＧの庶務は、企画課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、温泉健康ＷＧの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年９月 28 日から施行する。